

お客さま用

日本住宅ローンをご利用のお客さまへ

M C Jつなぎ用

# 被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

団体信用生命保険

この書面は重要ですので大切に保管ください

団体信用生命保険へのご加入をお申込みいただくにあたっては、この保険の保障内容、および保険金額、保険期間等の加入内容がご自身のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申込みいただきますようお願ひいたします。また、保険金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。

楽天生命保険株式会社

この書面は重要ですので大切に保管ください

## 団体信用生命保険のご説明

団体信用生命保険へのご加入をお申込みいただくにあたっては、この保険の保障内容、および保険金額、保険期間等の加入内容がご自身のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、保険金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。

### 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。  
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

#### 1. 商品の特徴と仕組み

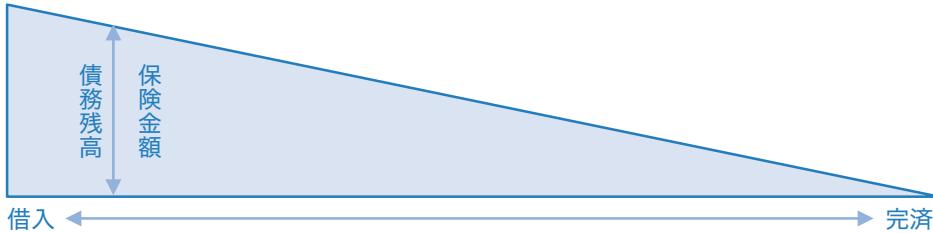
- ◇この保険契約は、日本住宅ローン株式会社(以下「日本住宅ローン」)を保険契約者、日本住宅ローンから住宅ローン等の各種ローンを借り入れた債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に死亡したとき、所定の高度障害状態に該当したとき、余命6ヵ月以内と判断されたときに、生命保険会社が所定の保険金を保険契約者(保険金受取人)に支払い、その保険金をもって当該債務の返済に充当することを目的とした団体保険です。
- ◇保険期間は原則として融資の償還期間と同一ですが、詳細については保険契約者へご確認ください。
- ◇保険料は保険契約者が負担します。
- ◇被保険者が本契約から脱退することに伴う払戻金はありません。



※保険契約者が解約等の手続きを行うことにより本契約の効力がなくなった場合は、被保険者の保障についても消滅いたします。

#### □仕組み□

保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(遜減)します。詳細は保険契約者へご確認ください。



#### ◆用語のご説明◆

- ・金銭消費貸借契約…銀行等の金融機関から、住宅ローン等の融資を受ける際に取り交わす借入契約のことをいいます。
- ・債権、債権者…債権とは融資金の返済を請求する権利をいい、その権利を持つ者を債権者といいます。
- ・債務、債務者…債務とは融資を受けた団体に対して融資の返済をする義務のことをいい、その義務を持つ者を債務者といいます。

## 2. 保険金が支払われる場合

告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反による解除となった場合など保険金が支払われないことがあります。詳細は「注意喚起情報」にてご確認ください。

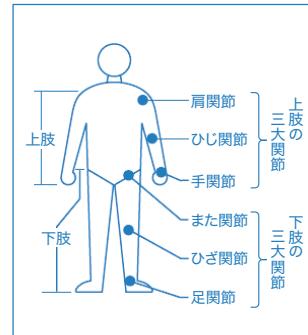
被保険者が次の支払事由に該当した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	支払事由
死亡保険金	死亡したとき
高度障害保険金	<p>保障開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当する高度障害状態に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・両眼の視力を全く永久に失ったもの</li><li>・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li><li>・中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li><li>・胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li><li>・両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの</li><li>・両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの</li><li>・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li><li>・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li></ul> <p><b>【備考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●眼の障害(視力障害) (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li><li>●言語またはそしゃくの障害 (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。<ul style="list-style-type: none"><li>①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合</li><li>②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合</li><li>③声帯全部のてき出により発音が不能な場合</li></ul> (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。</li><li>●常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</li><li>●上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。</li></ul>
リビング・ニーズ保険金 (リビング・ニーズ特約)	保険期間中に医師の診断書などで引受保険会社により余命6ヵ月以内と判断されたとき

(注)死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金のうちいずれか1つの保険金が支払われた場合、その被保険者に対する保障は終了します。

## 3. 引受保険会社

この保険契約の引受保険会社は、楽天生命保険株式会社です。



# 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。お申込前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

## 1 告知に関する重要事項について

### 告知義務について

- ◇加入申込者ご本人には健康状態等について告知をする義務（告知義務）があります。過去の傷病歴、現在の健康状態等、「申込書兼告知書兼同意書」または「告知画面」でおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知して）ください。
- ◇生命保険会社の職員・日本住宅ローンの職員等には告知を受ける権限がないため、口頭でお話されても告知したことにはなりません。告知をする場合は、所定の「申込書兼告知書兼同意書」または「告知画面」で行ってください。

### 傷病歴などがある場合のお取扱いについて

- ◇被保険者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご加入をお断りすることもありますが、傷病歴などがある方をすべてお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知してください。

### 正しく告知いただけない場合

- ◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保障開始日から2年以内に保険金の支払事由が発生していた場合には、「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分を解除することがあります。この場合には、保険金の支払事由が生じっていても、保険金をお支払いできないことがあります。
- ◇告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であってもこの保険契約のその被保険者についての部分が取消しとなることがあります。）

### 借り換え融資について

借り換え融資は、以下の点について十分ご注意ください。

- ◇あらためて団体信用生命保険に加入いただくことになりますので、借り換え日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日が新たな保障開始日となります。このため、借り換え前に加入いただいた団体信用生命保険から保障は継続いたしません。
- ◇新たに告知していただく必要があります。
- ◇告知が必要な傷病歴などがある場合、新たな加入をお断りすることがあります。
- ◇正しく告知いただけなかった場合、告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除され、保険金のお支払いができないことがあります。

## 2 クーリング・オフ制度(加入申込みの撤回)について

- ◇この商品は債務履行の担保のための保険契約であるため、クーリング・オフ制度の対象ではありません。

## 3 保障開始日について

- ◇団体信用生命保険契約へのお申込みを引受保険会社が承諾した場合、「融資実行日（すでに融資を受けている場合は、引受保険会社が加入を承諾した日）」が保障開始日となります。
- ◇生命保険会社の職員・日本住宅ローンの職員等には保険への加入を決定し、契約上の保障を開始させる代理権がありません。

## 4 保険金が支払われない場合

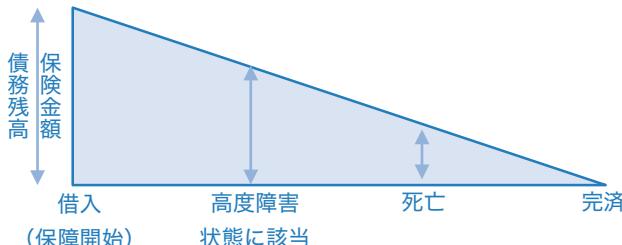
- ◇次のような場合には、保険金のお支払いはできません。
  - 免責事由により保険金の支払事由に該当したとき
    - ・保障開始日から1年以内の自殺
    - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
    - ・戦争その他の変乱

- 告知をしていただけにあたり事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき
- 保障開始日前に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき（なお、当社でお支払いの判断を行う際、保障開始前の発病の判断は、ご病気の受診・治療の状況等を考慮して行います。支払事由が発生してご不明な点がある場合等は、5ページに記載の「楽天生命お客様サポートデスク（総合窓口）」にご相談ください。）
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき
- 保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得しよう（または不法に他人に取得させよう）とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等、重大事由によりこの保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき
- 定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき

## 5 保険金のご請求について

- ◇保険金受取人である保険契約者からのご請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者である日本住宅ローンまたは5ページに記載の「楽天生命お客様サポートデスク（総合窓口）」にご連絡ください。
- ◇生命保険会社の職員または生命保険会社の委託を受けた者が、保険金の請求の際に、申込みの際の告知内容、保険金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。
- ◇この保険は債務の返済に応じて保険金額が遞減する商品のため、支払事由によりお支払いする保険金額が異なる場合がありますので、十分にご確認のうえご請求ください。
  - ◆死亡によるご請求…死亡日時点の保険金額（債務残高）
  - ◆高度障害によるご請求…所定の高度障害状態に該当した日時点の保険金額（債務残高）

※以下のケースのように、所定の高度障害状態に該当した日以後に死亡された場合、所定の高度障害状態に該当した日時点の保険金額（債務残高）が死亡日時点の保険金額（債務残高）を上回っていることが想定されます。



このケースの場合、「高度障害保険金額 > 死亡保険金額」となりますので、死亡保険金でのご請求・お支払いとなると、高度障害保険金のご請求・お支払いとなるケースよりも、お支払いする保険金額が少なくなることになります。

（例：高度障害該当時 1000万円  
死亡時 500万円）

## 6 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された保険金額が削減されることがあります。
- ◇引受保険会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受け取りになる保険金額が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。  
(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 7

## 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 8

## 団体信用生命保険に関するご相談について

- ◇告知に関して不明な点、保険契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命お客様サポートデスク(総合受付)でお受けしています。



お客様サポートデスク(総合受付)

**0120-977-010** (無料)  
フリーコール

【受付時間】平日9:00～19:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始を除く)  
携帯電話からもご利用いただけます ※IPフォンからはご利用いただけません。

※団体信用生命保険への加入申込みの結果や保険金支払請求の結果の確認、各種手続きにつきましては保険契約者である日本住宅ローンへご照会ください。

## 個人情報のお取扱いについて

### ( 保険契約者と生命保険会社からのお知らせ )

お申込みにあたり提供いただいた個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)は、保険契約者である日本住宅ローン(以下、「契約者」といいます。)が取得し、ローン残高・ローン貸出期間・ローン返済状況等とともに、契約者が保険契約を締結する生命保険会社に提供いたします。

生命保険会社は、受領した個人情報を、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、その過程で得た個人情報を含めて契約者および再保険会社に上記目的の範囲内で提供いたします。(保険金が不支払となった場合は、その理由について、生命保険会社から契約者に連絡されます。)

なお、契約者は、この保険契約に基づいて入手する個人情報について、この保険契約の事務手続き(申込み・諾否結果の確認・保険金請求等の事務およびこの契約の維持管理等)のためにのみ使用いたします。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、上記に準じ個人情報を取り扱います。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法等により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

〈契約者〉

日本住宅ローン株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル

〈生命保険会社〉

楽天生命保険株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス